

異なる経費を用いた研究集会開催についての留意事項

経費の使用については当該事業のルール及び大学規程に則して執行することになりますが、一つの研究集会を開催・実施する際、AIMaP 経費以外の使途の異なる経費の支援を受けることも想定されますので、「合算使用」に該当する場合に留意すべき事項を以下に整理致しました。

尚、支出可能な費目は訴求企画を行うために必要な経費として

「旅費」「印刷製本費」「借損料（会場費）」「謝金」「短期雇用」となっております。

※内容について見直しがあった場合には年度途中であっても適宜改定する場合があります。

その際にはメール書面等でお知らせいたします。

※ご不明な点は、AIMaP 事務局までお問合せください。

【研究経費の概要】

AIMaP 事業委託研究経費について

委託事業の研究推進のための経費であるという性質上、研究経費を使用して得られた成果や所有権は委託元である文部科学省に帰属します。したがって委託事業の目的や趣旨を遂行する上で必要性・妥当性が説明可能である事項についての執行が原則となります。

但し、事業の推進において AIMaP 経費と他の経費との間で使用区分を明確にした上で合算し、経費処理をする必要性が生じる場合もあります。

（※）合算使用とは…一つの契約に係る支払いを本事業の直接経費と他の経費を併せて使用することです。

「合算使用（※）」において他の経費が使途の制限がある経費ですと原則認められませんが、関係項目を細かく整理し目的に応じた切り分けが可能な場合のみ認められます。

費目毎に合算使用が例外的に認められるケースについてご紹介します。

すべてを網羅することは難しいため、単一の経費でなく複数経費の使用が想定される場合は事前に AIMaP 事務局宛にご相談願います。

【合算使用に関する留意点】

一契約（一伝票とイメージして頂くと分かりやすいと思います）の支払いにおいて AIMaP 事業研究経費以外の使途の制限がある経費^{注1}を併せて使用することは、原則認められるものではありません。ただし、明確に業務を切り分け、それぞれの目的に応じて（他の経費の使途の制限に相互に抵触しないよう）経費を使用する場合は、例外的に認められます。なお、別々に契約するのであれば合算使用には当たりません。

注 1) 使途の制限がある経費：受託研究、共同研究、補助金（科研費等）などの競争的経費

使途の制限のない経費：授業料/自己収入、運営費交付金（機能強化経費等を除く）、個人からの寄付金等

それぞれ運用が異なりますので、複数経費の使用については事前にご相談ください。

◎旅費について（大学院生以上とし学部生は支給の対象外）

AIMaP 事業推進にとって必要不可欠な用務での出張旅費をお支払いします。運営責任者の方から出張予定者一覧表（旅費支給対象者を記載したもの）をご提出いただき、事務局より直接出張者の方に旅費手続きのご案内を差し上げます。もし本事業に関わる用務が全出張日程の一部に含まれる場合、用務に合わせて全日程を切り分け、それぞれの用務に応じた財源から旅費をお支払いすることになります。

例) 全日程 5 日間の出張（前半 2 日分を AIMaP 経費、後半 3 日分を別経費） →前半 2 日分支出可能○
→後半 3 日は支出できません×

◎印刷製本費について

他の経費による支援も受けている研究集会に関わる出版物の場合、相互の経費の使途の制限に抵触する可能性がないかどうか精査が必要となりますので、事前に AIMaP 事務局までご相談くださいますようお願いいたします。

◎借損料について

研究集会開催の会場及びその使用に付随する備品の借損料を想定しています。旅費についての考え方と同様に、場合によっては日程に応じて切り分けが必要ですので、AIMaP 事務局までご相談ください。

例) 3 日間の研究集会（うち AIMaP セッションは期間中 1 日のみ） →1 日の会場費のみ支出可能○
→他二日間の会場費は支出できません×

◎謝金について

謝金については合算使用が認められることはありません。

主な区分は「講演謝金」「指導・助言等謝金」の二つです。

「講演謝金」は1回あたり2時間程度の講演を目安として、「指導・助言等謝金」は1時間あたりの指導・助言等専門的知識の提供に対して、大学基準額を上限に算出の上、お支払いします。

◎学生の短期雇用について

研究集会開催に際し、前日の会場準備や当日の運営補助等の業務に対して支出します。作業従事確認書、作業従事簿など弊学所定の書式へ学生（作業従事者）の自筆をお願いします。運営責任者の先生方に作業従事予定学生の方のご連絡先をとりまとめてお知らせいただきたくしますようお願いいたします。

【その他（共催等の表記について）】

研究集会時の共催等の表記については、委託業務実施機関である「九州大学マス・フォア・インダストリ研究所」（機関名）をご記載願います。

略称として「AIMaP」の併記も可能です。詳細、表記例「訴求企画実施マニュアル」をご参考ください。

【お問い合わせ先】

九州大学マス・フォア・インダストリ研究所 AIMaP 事務局

〒819-0395 福岡市西区元岡 744 ウエスト 1 号館 D 棟 W1-D-515

Tel : 092-802-4494

Email : office@aimap.imi.kyushu-u.ac.jp

2021/03/29